## 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

東京都(以下「甲」という。)と公益社団法人東京都栄養士会(以下「乙」という。)とは、災害時における栄養・食生活の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

## (総則)

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者等へ栄養・食生活の支援をするため、 都内区市町村又は道府県等からの要請に基づき、甲が避難所等へ管理栄養士及び栄 養士の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目 的とする。
- 2 甲は、乙と都内区市町村又は道府県等との協力関係の確保について、必要な調整 に努める。

# (派遣)

- 第2条 甲は、災害時における栄養・食生活の支援活動を実施するため、必要がある と認めた場合は、乙に対し協力を要請する。
- 2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに、管理栄養士及び栄養士を、甲が指定する被災地域に派遣する。

# (業務等)

- 第3条 派遣する管理栄養士及び栄養士(以下「派遣管理栄養士等」とする。)が行う 業務は、次のとおりとする。
  - (1) 災害時要配慮者等に対する栄養・食生活指導
  - (2)疾病者用食品等の提供に係る業務
  - (3) その他、必要な業務
- 2 派遣に必要な移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、乙が行う。

## (指揮命令)

第4条 派遣管理栄養士等は、その業務内容等について、活動場所における指揮者等 の指示に従う。

#### (報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施したときは、その状況を記録するととも に、活動終了後速やかに、活動実績を甲に報告するものとする。

## (費用弁償等)

- 第6条 甲が行う支援活動において、甲の要請に基づき、乙が第3条に定める業務を 実施した場合に要する経費は、甲が負担する。
- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

(体制の整備)

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、派遣体制及び甲との連絡体制の整備に努める。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。 ただし、この協定期間が満了する日の3か月前までに、甲乙からこの協定を終了す る旨の申出がないときは、更に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を 保有する。

令和2年12月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 甲 東京都 代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区四谷三丁目9番地 乙 公益社団法人東京都栄養士会 代表者 会長 西村 一弘